

令和3年第1回志布志市議会臨時会会議録  
目 次

第1号（2月19日）	頁
1. 議事日程	3
2. 出席議員氏名	4
3. 欠席議員氏名	4
4. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名	4
5. 議会事務局職員出席者	4
6. 開 会・開 議	5
7. 日程第1 議席の指定	5
8. 日程第2 会議録署名議員の指名	5
9. 日程第3 会期の決定	5
10. 日程第4 鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙	5
11. 日程第5 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて （令和2年度志布志市一般会計補正予算（第13号））	7
12. 日程第6 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて （令和2年度志布志市一般会計補正予算（第14号））	9
13. 日程第7 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて （令和2年度志布志市一般会計補正予算（第15号））	10
14. 日程第8 議案第1号 令和2年度志布志市一般会計補正予算（第16号）	19
15. 日程第9 同意第1号 教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて	22
16. 日程第10 同意第2号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて	27
17. 閉 会	29

## 令和3年第1回志布志市議会臨時会

### 1. 会期日程

月 日	曜	会 議 別	内 容
2月19日	金	本 会 議	開会 会期の決定 鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙 議案上程 質疑・討論・採決 閉会

### 2. 付議事件

番号	事 件 名
承認第1号	専決処分の承認を求めることについて (令和2年度志布志市一般会計補正予算(第13号))
承認第2号	専決処分の承認を求めることについて (令和2年度志布志市一般会計補正予算(第14号))
承認第3号	専決処分の承認を求めることについて (令和2年度志布志市一般会計補正予算(第15号))
議案第1号	令和2年度志布志市一般会計補正予算(第16号)
同意第1号	教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて
同意第2号	教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

## 令和3年第1回志布志市議会臨時会会議録（第1号）

期 日：令和3年2月19日（金曜日）午前10時00分

場 所：志布志市議会議事堂

### 議事日程

- 日程第1 議席の指定
- 日程第2 会議録署名議員の指名
- 日程第3 会期の決定
- 日程第4 鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙
- 日程第5 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて  
(令和2年度志布志市一般会計補正予算（第13号）)
- 日程第6 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて  
(令和2年度志布志市一般会計補正予算（第14号）)
- 日程第7 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて  
(令和2年度志布志市一般会計補正予算（第15号）)
- 日程第8 議案第1号 令和2年度志布志市一般会計補正予算（第16号）
- 日程第9 同意第1号 教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて
- 日程第10 同意第2号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

出席議員氏名（19名）

2番 南 利 尋	3番 尖 信 一
4番 市ヶ谷 孝	5番 青 山 浩 二
6番 野 村 広 志	7番 八 代 誠
8番 小 辻 一 海	9番 持 留 忠 義
10番 平 野 栄 作	11番 西江園 明
12番 丸 山 一	13番 玉 垣 大二郎
14番 鶴 迫 京 子	15番 小 野 広 嗣
16番 長 岡 耕 二	17番 岩 根 賢 二
18番 東 宏 二	19番 小 園 義 行
20番 福 重 彰 史	

欠席議員氏名（0名）

地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名

市 長 下 平 晴 行	副 市 長 武 石 裕 二
教 育 長 和 田 幸 一 郎	総 務 課 長 北 野 保
財 務 課 長 折 田 孝 幸	企 画 政 策 課 長 西 洋 一
港 湾 商 工 課 長 假 屋 眞 治	保 健 課 長 川 上 桂 一 郎
農 政 畜 産 課 長 重 山 浩	

議会事務局職員出席者

事 務 局 長 藤 後 広 幸	次 長 松 永 憲 一
調 査 管 理 係 長 毛 野 仁	議 事 係 長 末 原 和 幸

午前10時00分 開会 開議

○議長（東 宏二君） ただいまから、令和3年第1回志布志市議会臨時会を開会いたします。  
これから本日の会議を開きます。

—————○—————

#### 日程第1 議席の指定

○議長（東 宏二君） 日程第1、議席の指定を行います。

本年1月から志布志市庁舎の議場を使用することに伴い、会議規則第4条第1項の規定により、お手元に配布の議席表のとおり議席の指定をしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 異議なしと認めます。

したがって、本議場における議席は、お手元に配布の議席表のとおり指定することに決定しました。

—————○—————

#### 日程第2 会議録署名議員の指名

○議長（東 宏二君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第90条の規定により、小野広嗣君と長岡耕二君を指名いたします。

—————○—————

#### 日程第3 会期の決定

○議長（東 宏二君） 日程第3、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日から22日までの4日間にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から22日までの4日間に決定しました。

—————○—————

#### 日程第4 鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

○議長（東 宏二君） 日程第4、鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員は、県内市町村長及び議員のうちから、市長区分6人、市議会議員区分6人、町村長区分4人、町村議会議員区分4人から構成されています。現在の広域連合議会議員のうち、市議会議員から選出する議員について1人の欠員が生じているため選挙の告示を行い、候補者の届け出を締め切ったところ、市議会議員から選出すべき人数を超える2人の候補者がありましたので、広域連合規約第8条第2項の規定により選挙を行います。この選挙は同規約第8条第4項の規定により、全ての市議会の選挙における得票数の多い順に当選人を決定することになりますので、会議規則第33条の規定に基づく選挙の結果の報告のうち、当選人の報告及び当選人の告知は行えません。

そこでお諮りします。選挙結果の報告については、会議規則第33条の規定にかかわらず、有効投票のうち候補者の投票数までを報告することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 異議なしと認めます。したがって、選挙結果の報告については、会議規則第33条の規定にかかわらず、有効投票のうち候補者の投票数までを報告することに決定しました。

選挙は投票で行います。

議場の出入り口の閉鎖いたします。

（議場閉鎖）

○議長（東 宏二君） ただいまの出席議員数は18人です。

次に、立会人の指名を行います。会議規則第32条の規定によって、立会人に鶴迫京子さん及び小野広嗣君を指名いたします。

候補者の名簿を配ります。

（候補者名簿配布）

○議長（東 宏二君） 候補者名簿の配布漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 配布漏れなしと認めます。

投票用紙を配ります。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

（投票用紙配布）

○議長（東 宏二君） 投票用紙の配布漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 配布漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

（投票箱点検）

○議長（東 宏二君） 異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票をお願いいたします。

○事務局長（藤後広幸君） それでは順に投票をお願いいたします。

2番、南利尋議員。3番、尖信一議員。4番、市ヶ谷孝議員。5番、青山浩二議員。6番、野村広志議員。7番、八代誠議員。8番、小辻一海議員。9番、持留忠義議員。10番、平野栄作議員。11番、西江園明議員。13番、玉垣大二郎議員。14番、鶴迫京子議員。15番、小野広嗣議員。16番、長岡耕二議員。17番、岩根賢二議員。19番、小園義行議員。20番、福重彰史議員。18番、東宏二議員。

○議長（東 宏二君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。鶴迫京子さん及び小野広嗣君、開票の立ち会いをお願いします。

（開票）

○議長（東 宏二君） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数18票、有効投票18票、無効投票0票。有効投票のうち、森山良和君14票、大園たつや君4票。以上であります。

議場の出入り口を開きます。

（議場開鎖）

—————○—————

○議長（東 宏二君） お諮りします。日程第5、承認第1号から、日程第10、同意第2号まで、以上6件については、会議規則第39条第3項の規定により委員会の付託を省略し、これから本会議で審議することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第1号から同意第2号まで、以上6件については、委員会の付託を省略し、これから本会議で審議することに決定しました。

—————○—————

日程第5 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度志布志市一般会計補正予算（第13号））

○議長（東 宏二君） 日程第5、承認第1号、専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

承認第1号、専決処分の承認を求めることにつきまして説明を申し上げます。

本案は、コミュニティ助成事業の実施に伴い、緊急に令和2年度志布志市一般会計予算を補正する必要が生じ、令和2年12月14日に、令和2年度志布志市一般会計補正予算（第13号）を専決処分しましたので、地方自治法第179条第3項の規定により、承認を求めるものであります。

詳細につきましては、担当の課長が説明しますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○財務課長（折田孝幸君） 承認第1号、令和2年度志布志市一般会計補正予算（第13号）について、その内容を補足して御説明申し上げます。

今回の補正予算は、既定の予算に220万円を追加し、予算の総額を362億5,690万5,000円とするものでございます。

それでは、歳入歳出予算について御説明申し上げます。

まず、歳入予算でございますが、予算書は5ページをお開きください。

21款、諸収入、5項、雑入、4目、雑入は、一般財団法人自治総合センターからのコミュニティ助成事業補助金を220万円増額するものであります。

次に、歳出予算でございますが、予算書は6ページ、付議案件説明資料は1ページをお開きください。

歳出の2款、総務費、1項、総務管理費、4目、企画費は、森山校区公民館が行う備品整備のため、コミュニティ助成事業として負担金、補助及び交付金を220万円増額しております。

以上が、補正予算（第13号）の内容でございますが、詳細につきましては、付議案件説明資料を御参照ください。

よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（東 宏二君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

○20番（福重彰史君） 1点だけお伺いをいたします。今回追加募集があったということでございますけれども、これに向けまして市内で何件の要望があったのか。そして併せて、この自治総合センターに何件応募をしたのか伺いたしたいと思います。

○企画政策課長（西 洋一君） 今回の専決処分に至った経緯について御説明いたします。

今回の追加募集につきましては、昨年の10月28日付で県の方から令和2年度のコミュニティ助成事業の追加募集を行う旨の連絡があったところでございます。今回の追加募集の理由といたしましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、全国の採択団体においてソフト事業が実施できておらず、その分の予算を活用するというところで、令和2年度事業として追加募集が決定されたところでございます。

このことを受けまして、現在申請待ちであった団体が2団体ございました。この2団体のうち、今回の追加募集の締め切りが11月11日までと大変期間が短いこと、それから令和2年度中の執行ということでありましたので、この2団体に相談をいたしましたところ、そのうちの1団体である森山校区公民館の方が計画書等の準備ができるということと、執行が可能であるということと、この1件分を県へ進達したところ、12月11日付で採択通知がありまして、14日に受領して専決処分を行ったというような経緯でございます。

○20番（福重彰史君） 2団体が要望されていたから、このうちの1団体ということでございましたけれども、実際こういうふうにして自治総合センターに応募する場合に、この2団体のうちの1団体が今回選定されたわけですが、この選定については、どのような方法を用いて選定がなされているわけですか。今回もそうですけれども、このコミュニティ助成事業に対して、何かそういう選定の基準をもって選定をされているのか、併せてお願いいたします。

○企画政策課長（西 洋一君） このコミュニティ助成事業につきましては、初年度に申請を行いまして、翌年度の2年目が実施というような2か年事業となっております。まず、例年8月ぐらいに県の方から紹介がありまして、その旨を各公民館等に情報をお渡ししまして、募集を行っ

ているところでございます。昨年度の申請から、これまでは申請があった団体全て進達をしておりましたが、昨年度から、自治体の方で2団体に選別をしまして申請をするようにということで変更になりましたので、こちらの方で優先順位、申請の早かった順という形で、2団体申請を行っております。翌年度は3番目以降の団体ということで、順次申請を行っているという状況でございます。

○議長（東 宏二君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

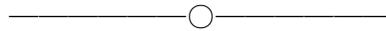
○議長（東 宏二君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。承認第1号は承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 異議なしと認めます。したがって、承認第1号は、承認することに決定しました。



#### 日程第6 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度志布志市一般会計補正予算（第14号））

○議長（東 宏二君） 日程第6、承認第2号、専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

承認第2号、専決処分の承認を求めることにつきまして説明を申し上げます。

本案は、ふるさと納税推進事業の実施に伴い、緊急に令和2年度志布志市一般会計予算を補正する必要が生じ、令和2年12月22日に、令和2年度志布志市一般会計補正予算（第14号）を専決処分しましたので、地方自治法第179条第3項の規定により、承認を求めます。

詳細につきましては、担当の課長が説明しますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○財務課長（折田孝幸君） 承認第2号、令和2年度志布志市一般会計補正予算（第14号）について、その内容を補足して御説明申し上げます。

今回の補正予算は、既定の予算に17億1,182万1,000円を追加し、予算の総額を379億6,872万6,000円とするものでございます。

それでは、歳入歳出予算の主なものを御説明申し上げます。

まず、歳入予算でございますが、予算書は5ページをお開きください。

18款、寄附金、1項、寄附金、2目、特定寄附金は、ふるさと納税の増加見込みにより、ふるさと志基金寄附金を11億円増額しております。

予算書は6ページをお開きください。

19款、繰入金、1項、基金繰入金、15目、ふるさと志基金繰入金は、ふるさと納税の寄附見込額の増加に伴う事業等に充当する財源として、6億1,182万1,000円増額しております。

次に、歳出予算の主なものを御説明申し上げます。

予算書は7ページになりますが、2款、総務費、1項、総務管理費、1目、一般管理費は、ふるさと納税推進事業に係る郵送料として、役務費を660万円増額、4目、企画費は、ふるさと志基金寄附金の増加見込みに伴い、積立金を11億円増額しております。

予算書は8ページ、付議案件説明資料は2ページをお開きください。

7款、商工費、1項、商工費、3目、観光費は、寄附見込額の増加に伴い、ふるさと納税推進事業を5億8,457万7,000円、寄附金受領証明書発行及びワンストップ特例申請受付事業を2,064万4,000円それぞれ増額しております。

以上が、補正予算（第14号）の内容でございますが、詳細につきましては、付議案件説明資料を御参照ください。

よろしく願い申し上げます。

○議長（東 宏二君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

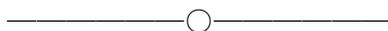
○議長（東 宏二君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。承認第2号は承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 異議なしと認めます。したがって、承認第2号は、承認することに決定しました。



日程第7 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度志布志市一般会計補正予算（第15号））

○議長（東 宏二君） 日程第7、承認第3号、専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

承認第3号、専決処分の承認を求めることにつきまして説明を申し上げます。

本案は、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策事業等の実施に伴い、緊急に令和2年度志布志市一般会計予算を補正する必要が生じ、令和3年1月22日に、令和2年度志布志市一般会計補正予算（第15号）を専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により、承認を求めるものであります。

詳細につきましては、担当の課長が説明しますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○財務課長（折田孝幸君） 承認第3号、令和2年度志布志市一般会計補正予算（第15号）について、その内容を補足して御説明申し上げます。

今回の補正予算は、既定の予算に1億909万5,000円を追加し、予算の総額を380億7,782万1,000円とするものでございます。

それでは、歳入歳出予算の主なものを御説明申し上げます。

まず、歳入予算でございますが、予算書は5ページをお開きください。

15款、国庫支出金、2項、国庫補助金、3目、衛生費国庫補助金は、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業を484万8,000円計上しております。

予算書は6ページをお開きください。

19款、繰入金、1項、基金繰入金、1目、財政調整基金繰入金は、今回の財源調整として29万7,000円増額、15目、ふるさと志基金繰入金は、Withコロナ応援給付金事業の第2弾に伴う経費に充当する財源として1億395万円増額しております。

次に、歳出予算の主なものを、御説明申し上げます。

予算書は7ページ、付議案件説明資料は5ページをお開きください。

4款、衛生費、1項、保健衛生費、2目、予防費は、市民への新型コロナウイルスワクチンの円滑な接種を実施するため、必要な体制の確保を図る「新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業」を484万8,000円計上しております。

予算書は8ページをお開きください。

6款、農林水産業費、1項、農業費、6目、畜産業費は、鳥インフルエンザの防疫体制を更に整えるため鳥インフルエンザ対策事業として需用費を29万7,000円増額しております。

予算書の9ページ、付議案件説明資料は3ページをお開きください。

7款、商工費、1項、商工費、2目、商工業振興費は、新型コロナウイルス感染症の拡大が続く中、事業継続に影響を受けている市内商工業者に対して、9月に実施した本市独自のWithコロナ応援給付金事業の第2弾を行うことで事業存続を支援する第2弾Withコロナ応援給付金事業（宿泊施設以外）として負担金、補助及び交付金を8,285万円計上、付議案件説明資料は4ページになりますが、3目、観光費は、2目、商工業振興費と同様に、新型コロナウイルス感染症の拡大が続く中、事業継続に影響を受けている市内の宿泊施設に対して、9月に実施した本市独自のWithコロナ応援給付金事業の第2弾を行うことで事業存続の支援を図る第2弾Withコロナ応援給付金事業（宿泊施設分）として負担金、補助及び交付金を2,110万円計上して

おります。

付議案件説明資料は6ページをお開きください。

新型コロナウイルス感染症対策事業、事業費・財源一覧の53番と54番に「第2弾W i t h コロナ応援給付金事業（宿泊施設以外）」と「第2弾W i t h コロナ応援給付金事業（宿泊施設分）」を追加しております。

以上が、補正予算（第15号）の内容でございますが、詳細につきましては、付議案件説明資料を御参照ください。

よろしく願い申し上げます。

○議長（東 宏二君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○7番（八代 誠君） W i t h コロナ応援給付金事業、宿泊施設以外と宿泊施設。第2弾ということで、今回専決処分ということで提案がされているわけなんですけど、2月10日から受付が開始されて3月25日までということで、現在この事業について、まず周知はどんなふうに行われているのか。そして、この給付金事業が始まりますよという、どんな周知をされたのか、まずお示しください。

○港湾商工課長（假屋真治君） それではお答えします。

周知の方法ですが、まずは、南日本新聞の方に掲載をされております。市報2月号にも掲載しております。あとは行政告知放送による告知をしているところでございます。それから、要望を前回まで出されたところとか、商工会、観光特産品協会の方にも連絡を申し上げました。民主商工会、それから代行業の組合の代表さん方にも電話をしまして、会員の皆様への連絡をお願いしているところでございます。

以上です。

○7番（八代 誠君） 今回は第2弾ということですので、第1弾でまず申請をされた方々についての案内はどうされているのかというのが1点と、今回示された内容というものが、第1弾と比較をしたときに、若干変わったなというところがあります。今回まず5か月間であるということ、昨年8月から12月までにおいて、今回任意の2か月間の売り上げ合計が、前年同月と比較して1割以上減少しているものということで、第1弾については3か月あるいは2か月のうちで比較したときに、1か月間がということだったわけなんですけど、どうして今回、ここが2か月間というふうになったのか、どんな議論がなされたのかということ。

もう1点ですね、この任意の2か月間は、事業者の方々が5か月間のうちの2か月間ということで選べるのか、そこについてお示し願いたいと思います。

○港湾商工課長（假屋真治君） 今回の第2弾なんですけれども、1回目の持続化給付金、それからW i t h コロナ応援給付金をいろいろ分析しまして、やはり予算を取って、それを皆さんに執行できる率が上がる方がいいという思いもございまして、周知の方法は非常に大事だということは、私ども話をしまして、先ほど全体的にはそういう広報をしておりましたけれども、今回法人ではなくて、個人で経営されているところで、前回申請をされたところについては、こういう

ものがありますよということで通知を差し上げたところでございます。ということで、今回も出足は十分良くて、全体で34%ぐらいが、この期間で申請をされているような状況でございます。早速26日には、1回目の支払いをしたいというふうに考えているところでございます。

それから、5か月間ということでございます。持続化給付金の1回目のときが、緊急事態宣言が出ていたということで、3月、4月、5月で前年よりも売り上げが減少している方ということでした。

その次に8月の臨時議会で提案しましたときが、ちょうど志布志市内で新型コロナウイルス感染者が確認されたということで、非常に苦勞されているということで、そのときが6、7月分ということでしたから、2か月でしたので、このときは1か月分で10%以上減少していれば支援しましょうということを協議したところでした。今回は、実際に12月になって、Go Toトラベルとかそういうものがいろいろ延期になったということがございまして、すごく皆さん困っているということで、そうしたときが8月から12月の期間、この中で売り上げが下がった方はそういうふうに支援をしましょうということで協議をしたところです。

飲食店さんとか代行業さんとか様々な支援の在り方があるんですけども、その方によって影響を受ける月がいろいろ違うだろうということがありましたので、この5か月間のうちの2か月を選んでいただければいいというふうに考えたところです。

それと、私どももできるだけこういうのが補助事業という形でできればいいということがありまして、本当にコロナの影響があったのかなというときに、3か月間、2か月間であれば1か月でいいんですけども、5か月間だとやはり2か月ぐらい影響があったということで判断しないと、なかなか説明が難しいかなという思いもありましたので、当然皆さん2か月ぐらいは影響を受けているという判断もありますので、今回そういうふうに判断をして、2か月にしたということでございます。

○7番（八代 誠君） 手続き及び受け付けが3月25日ということで、手続きをされてオクケーということになった場合に、非常に残り年度内の支給ということになると、日にちがちよっと限られてくるんですが、この給付金事業は年度内支給が可能なのか、受け付けが3月25日までということでもいいですね。その場合に年度内支給というのは可能になるのかというのが1点と、支給を受けられている方々についてもそうなんですが、今回のこの宿泊施設以外あるいは宿泊施設、給付を受けられた方々は非課税となるのか課税となるのか、その点についてお示しをお願いします。

○港湾商工課長（假屋真治君） まずは申請の受け付けが3月25日までということで、締め切りをさせていただきます。申請から大体1週間から10日ぐらいで支払いをしようと思っております。それと基本的には年度内ということですが、出納閉鎖期間というのがございますので、当然支払いについては、5月31日までに支払いができればいいということですが、なるべく早く払うようにしたいと考えているところでございます。

それと非課税の話ですが、これについては当然一時収入的な扱いになるでしょうから、

その当事者の収入とか総合的に合わせて、そこでいろいろ計算した結果、発生するところもあれば発生しないところもあるということですから、個人個人で違うのではないかと考えております。

○議長（東 宏二君） ほかに質疑はありませんか。

○15番（小野広嗣君） 過日行われました全員協議会でもお聞きをしたところでありますけれども、あそここの場では記録がそのまま残るわけではありませんで、あえて同じような角度になりますけれども、質疑をさせていただければと思います。

今も周知の在り方とか様々ありましたけれども、今回のこの提案、ホテル業あるいは飲食業を含めて約1億円からなる給付事業になりますね。そうした場合にこれは専決処分されて、「一日も早く困っていらっしゃる方々にお届けしたい。」という市長のお声もあのかき聞いたところでありましたけれども、そういったことを周知する際に、先ほど新聞、ホームページ、広報ありましたけれども、それ以前に、こういった対象者となる方々にその情報が流れていた。このことはすごく問題かなと思ってるんですね。我々も新聞、そして即、僕もホームページも確認しました。そうすることによって知り得たわけですが、その段階の情報としても10日にならないと細かいことは分かりません、まだ発表できないと。詳細については10日以降ということでホームページ等にも発表になっていましたね。そうすると、それまでの期間、本当に皆さん早くいただきたい、手続きをしたいという状況の中で、先に情報が現場に流れているものですから、問い合わせがそれぞれの議員等にもあったわけですね。そうすると我々は不確かな答弁はできないんですよ。そういった答えは返せないとなると、やはり「10日を待ってもらうしかありませんね。」とか言うしかないんですね。ですから、そういったことが今後無いように進めていってほしいと。もう本当に気持ちは分かりますけれども、少しそこがどうかというふうに思いました。

もう一つは、これだけ1億円からの専決になってくると、事前に議長等と打ち合わせをして、全員協議会でせめて説明をする機会はなかったのか、そういったことを少しお示してください。

○市長（下平晴行君） これは全員協議会でもお示しをしましたけれども、おっしゃるとおり、情報提供をすることで市民の皆さんに不安を与えないという考え方で、新聞等々でもお願いをしたところでありました。そういうことで、議員の皆様方に情報提供あるいは先ほどおっしゃいましたように全員協議会を早めに開いて、内容をしっかりとお伝えすべきであるというふうに考えておりますので、今後はそういう対応をしていきたいと考えております。

○議長（東 宏二君） ほかに質疑はありませんか。

○20番（福重彰史君） 今質疑が出ましたこと以外に、専決されて執行もされておりますから、ちょっと確認という形にもなるかと思っておりますけれども、これは第2弾ですから、第1弾でもほとんど同じ状況ではないかと思っておりますけれども、まず第1点は、これは商工会の会員以外でも申請が可能かということが第1点ですね。

それから第2点は、今回この宿泊施設以外ということで対象予定件数を400件というふうに出しておりますけれども、市全体では対象件数はこれ以上あるのか、何件なのかということですね。

それから、もう1点は、「公的機関、業界団体等が示しているガイドラインで感染拡大防止に

取り組み、受給後も事業継続する意思がある者」というふうになっておりますけれども、これについてはどのような確認をされているのか。

それから、もう1点は、宿泊施設につきましては、「主たる事業として宿泊施設を経営して」とありますけれども、これについては何件あるのかということですね。それと併せて、この宿泊分につきましては、「反社会勢力及び性風俗関連特殊営業でない事業者」となっておりますけれども、これは宿泊施設以外については該当しないのか。これはうたっていないですけども、どうなっているのか。これが第2弾分に関する質疑です。

次に、農政畜産課の分についてですけれども、今回鳥インフルエンザの防疫体制を整えるために消石灰を備蓄するというところでございますけれども、これまで2回の配布で660袋となっておりますけれども、これは何件分に配布されたのかということでございます。

そして併せて、それは家きんの羽数が何羽以上のところが対象となったのかということ。その点について伺いたいと思います。

**○港湾商工課長（假屋眞治君）** まず、商工会の会員でない事業所ということですが、そちらの方も皆さん対象になるということでございます。

それから、その事業者の数ということでございますけれども、経営持続化給付金の算定にあたっては、商工会が志布志市内の事業者数の調査を行い、それが1,080あるということで、そのときは予算措置をしました。しかしながら、なかなかその中で影響を受けている、受けていないがありまして、実績としますと経営持続化給付金のときが、実際に503件の申請がありました。それで1回目のWithコロナ応援給付金事業のときが317件ございましたので、そこ辺を踏まえまして協議の結果、今回400件ということで見込んでいるところでございます。

それから、感染症対策をしているかということでございますけれども、これについては、写真等を添付していただいて確認をしたいと考えておりますけれども、前回の後の検証をしましたけれども、県とか国の制度では、抜き打ちで見に行ったりしているようなこともあるようでございます。私どもも抜き打ちとまではいきませんが、そのときそのときでタイミングを見て、見るときには見たいというふうに考えているところでございます。感染症対策についても、当然同意書を申請のときにいただくということをお願いしております。

それから宿泊施設ですが、今回は私ども把握しております中で、13件ということで把握しております。それで予算措置をしているところでございます。

それから反社会勢力などでない事業者については、当然この宿泊施設の場合については、同意書の中にそういう志布志市暴力団排除条例に規定する暴力団ではないという同意書を出してもらっているところでございます。様式については、宿泊施設以外についても、当然そういうことが判明したときには、当然照会を行って、その場合は対象でなくなるということでございます。

以上でございます。

**○農政畜産課長（重山 浩君）** 石灰の配布件数につきましては、40農場でございます。配布基準につきましては、県も配布をしておりますが、それに合わせた中で、100羽以上の飼養規模と

いうことで配布をしているところでございます。

○20番（福重彰史君） それでは、まずWithコロナ応援給付金事業の方からですが、今説明で分かりましたけれども、ただ第1弾からすると第2弾、影響を受けているところもかなりあるんじゃないかなと思うわけですが、前回その商工会が調べたところによると1,080件ということです。そういうことを考えたときに、先ほど周知の話もありましたけれども、やはりしっかりとした周知を行っていく必要があるんじゃないかなと。前回出した人は、今回も申し込みをされると思うんですけども、それ以外の方たちをいかにして支援していくか、救済していくかということを考えたときには、やはりかなりの件数がまだ残っているということでございますので、そのあたりにつきましては、もう執行が始まっていて締め切りが3月25日までということですが、ここについては、再度、再々度というぐらい、しっかりとした周知の方法を取るべきじゃないかなと思うところでございます。その点につきましてはどういうふう考えているか。

それから、この反社会勢力の関係でございますけれども、宿泊施設については同意書を取っているというようなことではございましたけれども、それ以外については、もう当然という話もありましたけれども、当然ということであるのであれば、何も宿泊施設分だけ記載する必要もないことであってですね、記載するのであれば、当然のことであるのなら、宿泊施設以外もこの点についてはしっかりと記載していくということが大事なことでないですか。私たちはここで質疑をする機会がありますが、ぱっと見たらこっちは関係ないのかというふうに見られますよね。そういうことで、やはりこういうところも非常に大事なことから、その点についてはしっかりと対応をしていただきたいということでございます。

それから、鳥インフルエンザの関係でございますけれども、家きんの羽数が100羽以上ということでございましたけれども、所管課としては実際市内で羽数に関係なく、家きんを飼育しているところが何件あるのかということの把握はされているのか。そして、こういう場合は、確かにどこかである程度の基準は設けなければいけないかもしれませんが、しかし、100羽ということではなくて、やはりこの病原体の感染というのを考えた場合には、1羽の所からでも発生する可能性というのは十分あるわけなんですよね。そういう所ほどどちらかというと防備がしっかりしていないわけなんです。だから、そういうことを考えたときに、その対象をどこに設定するのかということについては、もうちょっと具体的に慎重にやるべきじゃないかなというふう思うわけですが、その点について伺いたいと思います。

○港湾商工課長（假屋真治君） まず1点目なんですけれども、該当する事業者がまだいらっしゃるんじゃないかということで、周知の方をとということがございました。実を言いますと、この数字自体、まず最初の数字が、売り上げが10%下がっているか、下がっていないかということには加味せずに、予算の対象としてやっていたところではございました。その中で今回400件ということで、あとは商工会の方ともいろいろ現状を聞きますと、「もう既に廃業をされた方も、80件とかそれぐらいいらっしゃいますよ。」とかいうことも聞いております。ですから、様々な変化が

この1年で起きているんだなというふうには思っております。周知の在り方につきましては、再度繰り返しますけれども、また新たなそういう協議会なり、いろいろなところを通してする方法はないかとかいろんなことをしながら、少しでもこの申請漏れがないようにできるように努力をしたいと考えております。

反社会勢力のことにつきましては、当然しっかりと窓口で申請を受け付けますので、そこで確認をしながら徹底できるようにやっていきたいというふうに思います。

○農政畜産課長（重山 浩君） 100羽未満の飼養についてということでございますが、現在資料は持ち合わせませんが、100羽未満の飼養のペットを含めた飼養者については、把握をしております。年に一回は飼養報告のやり取りをしているような状況でございます。

また、100羽未満のところにも配布をということでございますが、確かに我々もそう思うところでございます。まずは一旦備蓄といいますか、今回の場合は数量の限定があったところでございます。段階的に県内の近隣の発生状況に応じて配布していくというようなことで、過去においては愛玩の鳥を含めて配布したこともありますので、段階的に発生状況を見極めながら配布をしていくということで考えております。

○20番（福重彰史君） それでは、もう1点このWithコロナ応援給付金事業の方ですけれども、この申請については市または市商工会ということでございますけれども、今回のこの件につきましては、商工会以外も対象になっているということでございました。前回はそうだったんですけれども、やはり市でも申請できますよということなんですけれども、そこをしっかりと強調していないと、商工会であれば、やはり商工会員でなければ、商工会に資料を取りに行くのは非常に行きづらい面もあるかと思うんですよ。だから、市の方でも対応できますよというようなそういうものもしっかりとやっていかないと、場合によっては商工会から流れが来て、商工会員じゃないから出したんだけど出せないとか、あるいは出しにくいとかいうのもあると思うんですよ。だからそういうことで、市の方でも対応はちゃんとしているんですよということを、より分かりやすく伝えるような周知の方法もお願いをいたしたいと思っておりますけれども、いかがですか。

○港湾商工課長（假屋眞治君） 現在、市の方が本庁の港湾商工課、あとは各支所が地域振興課の方で受け付けをしております。商工会も3か所で受け付けているような状況でございます。当然その商工会に入っていないなくても、商工会の窓口でも受け付けはするんですけれども、なかなかそこ辺が行きづらいというのがあるというふうに思いますので、市役所でも商工会でもどちらでも受け付けていますということが分かるように、また広報をしていきたいと思っております。

○議長（東 宏二君） ほかに質疑はありませんか。

○19番（小園義行君） ちょっと2点ほどお願いします。このWithコロナの関係の給付金ですね、これはどちらも「受給後も事業継続する意思がある者」を対象としていますね。そこで、実際に申請するときはそうですけど、頑張って頑張ってやっても途中でいわゆる閉じてしまうということが起こり得ると思うんです。そのときに、今回も前回もそうですけど、閉じたことによ

って給付金を返還しなさいと、そういったことは一切ないというふうに理解をしているわけですが、そういうことでいいのかという1点ですね。

そして、今もちょっと出ていました鳥インフルエンザの関係ですけど、100羽以上で40農場に配布したということですね。これは無償ですよ、無料で配るんですよ。先ほど福重議員の方からもありましたように、家庭で鶏を飼ったり、そしていわゆる観賞用のそういったものをされている人たちを含めて、基本的にこの事業体としては100羽以上40農場ですけど、志布志市内において鳥をなりわいとしてやっておられる事業体がいくつあるのかというのを、ちょっと先ほどよく聞き取れませんでした、もう一回お願いします。

そして、家庭で鶏を飼っている人が、「うちも鶏を飼っているんだけど、その消石灰をいただけませんか。」と来たときには、役所の窓口で、無料でもらえるというふうに理解しているんですか。

○港湾商工課長（假屋眞治君） 事業を継続する意思がある者ということがありますが、それは前回は、今回もそうです。当然こういうコロナ禍で厳しい中、皆さん経営努力をされております。これを減らして継続して、それでも一生懸命継続してもできない場合が当然出てくると思います。その場合があっても、こちらの方から支給した給付金を返納してくださいということはありません。

○農政畜産課長（重山 浩君） なりわいとされない愛玩鶏につきましても、当然無料で配布した経緯がございます。配布状況につきましては、広い場所とかでお配りするということで、前回は志布志地域でありますと、森山地区の家畜集合センターでお配りしたということがございます。100羽未満の飼養戸数であったり、数についてはちょっと細かい数字を持ち合わせておりませんので、少々時間をいただければと思います。

○19番（小園義行君） 港湾商工課長の答弁は、ちょっと声が小さくて聞き取れなかったんですけど、いわゆるこの意思を持っている人であれば可能だよと。それが事業継続を1年とか2年とか3年とか限っていないんですよ、それは当然だと思うんですけど、運悪く3か月後に閉じたとしても、返還は求めないという、そういう理解でいいですね。そこをはっきり言ってください。

そして、鳥インフルエンザ関係は、今課長がおっしゃったそこに直接私がもらいに行っても、「はい、どうぞ」という形で配布できますよということですよ。明確にそれをおっしゃってみて。

○港湾商工課長（假屋眞治君） 議員おっしゃるとおり、返還を求めることはありません。

○農政畜産課長（重山 浩君） 状況に応じますけれど、鳥を飼われているところにつきましては、申し出があればお渡しができるということがございます。

あと飼養戸数につきましては、100羽未満の鳥、愛玩を含めて飼われている方が151件、1,961羽でございます。

○議長（東 宏二君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

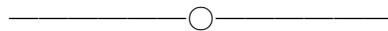
○議長（東 宏二君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。承認第3号は承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 異議なしと認めます。したがって、承認第3号は、承認することに決定しました。



#### 日程第8 議案第1号 令和2年度志布志市一般会計補正予算（第16号）

○議長（東 宏二君） 日程第8、議案第1号、令和2年度志布志市一般会計補正予算（第16号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第1号、令和2年度志布志市一般会計補正予算（第16号）につきまして説明を申し上げます。

本案は、令和2年度志布志市一般会計歳入歳出予算につきまして、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業に要する経費を補正するため、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があることから、提案するものであります。

詳細につきましては、担当の課長が説明しますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○財務課長（折田孝幸君） 議案第1号、令和2年度志布志市一般会計補正予算（第16号）について、その内容を補足して御説明申し上げます。

今回の補正予算は、既定の予算に383万2,000円を追加し、予算の総額を380億8,165万3,000円とするものでございます。

それでは、歳入歳出予算について御説明申し上げます。

まず、歳入予算でございますが、予算書は5ページをお開きください。

15款、国庫支出金、2項、国庫補助金、3目、衛生費国庫補助金は、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業を383万2,000円増額しております。

次に、歳出予算でございますが、予算書は6ページ、付議案件説明資料は7ページをお開きください。

4款、衛生費、1項、保健衛生費、2目、予防費は、新型コロナウイルスワクチン接種の予約体制の整備と接種開始に伴う準備のため、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業を383万2,000円増額しております。

以上が、補正予算（第16号）の内容でございますが、詳細につきましては、付議案件説明資料を御参照ください。

よろしく願い申し上げます。

○議長（東 宏二君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○15番（小野広嗣君） 2点ほど確認をさせていただければと思っております。この接種体制確保事業ということで、専決にも出ておりましたし、理解はしておりますけれども、そういった中で委託料として予防接種台帳システムライセンス管理業務というのが上がっております。この予防接種台帳のシステム改修については、先ほどありました承認第3号で、市長の方で専決処分をもうされております。23万1,000円ですかね。この改修の中身は分かるわけですが、ここに出てくるこのライセンス管理業務の内容について、少しお示しをいただければと思います。

それともう1点、コールセンター業務が132万7,000円計上されておりますけれども、当然接種体制において様々な相談体制を組まなければいけないというふうに思うわけですが、過日いただいた当局の資料によりまして、住民からの問い合わせ対応のため、コールセンター等の設置運営を図るというようなことでお示しをいただきました。主に相談体制が業務になるのかなと思っておりますけれども、このコールセンター等の設置というこの「等」というところが少し気になっておりますので、コールセンターの業務内容と、ここの「等」についてもお示しをください。

○保健課長（川上桂一郎君） まず、システムのライセンスの件なんですけど、専決処分におきましては予防接種台帳のシステムの改修、今回のシステムライセンスというのが、今、市の方でそのライセンスがある端末があるんですけど、それが今回の予防接種の専用のライセンスを取得した形で、この予防接種の履歴とかそういった管理をする必要があることから、ちょっとそのシステムを使うライセンスを増やさないとということで、今回補正予算の方でお願いしているところでございます。

それと、コールセンター業務ということなんですけど、主に相談体制と、本来であれば3月中旬に、その予防接種券というのを高齢者の方々に送付予定であったところなんですけど、現在3月下旬予定というようなことで、ちょっとスケジュールが押しております。本来であればこのコールセンターでその予約等も受け付けをして、そのようなことを行って接種の案内とかいろいろ行うところだったんですけど、ちょっともうそれが4月以降になるということになりましたので、このコールセンターにおいては、その主なシステムの予約の案内とか、そういった予防接種のワクチンの安全性とか有効性とかというのを、今度のこのコールセンターの方では行っていきたいというふうに考えております。

先日配布をしました全協の資料は、厚生労働省の説明資料から今回第三次補正の関係の分を配布させていただいたところで、本市においては、このコールセンターのみということで御理解をいただきたいと思っております。

○15番（小野広嗣君） 国の資料がそのまま私たちに届けられておりますので、そういったことになったんだなと理解をしましたがけれども、本市においては、「等」の業務というのは入ってこ

ないということで理解をいたしましたけれども、先ほど課長も言われましたように、主に相談業務、問い合わせ、あるいは予約のうんぬんとありますね。先ほども日程が延びてきているということで、少し遅れるんじゃないかなという話もありました。それはそれで国の動きですので、こちらの不手際ではありませんので、ただ市町村がやるべきこと、県がやるべきこと、国がやるべきこと、今回しっかり縦分けが出ていますね。そうした場合に、先ほど言われた例えば健康被害うんぬんの関係とか、様々な問い合わせにこのコールセンターで対応できるんですか。ここを見ていくと、予防接種健康被害調査委員会というものもありますけれども、こういったものもこの対策室の中にあって、コールセンターと連携を取るのか、あるいはそういった問い合わせ等があったときには、コールセンターで対応するのか。そこらを少しお示しをいただければなど。それと人的体制ですね、ここもお示しいただければと思います。

○保健課長（川上桂一郎君） まずコールセンターの体制なんですけど、今回予算を提案いたしましたのでは、オペレータを4人配置、あとは会計年度任用職員で対応をする予定としております。健康被害の調査等は、もう特殊な健康上のそういった相談等があった場合は、保健課の方で対応をします。健康被害の調査の関係の費用は、当初予算で1回分は計上しております。またそういう被害があった場合、状況等によって予算等もお願いすることになるかと考えております。以上です。

○15番（小野広嗣君） 今答弁をいただいて、理解をしました。来年度当初の予算関係は今日の午後からしかいただけませんので、まだそのことについては理解が進んでいなかったわけですが、もう1点だけ聞かせてください。予防接種台帳の改修はもう専決処分されました。そして今回国が求めているのは、ここにマイナンバーカードをひも付けるということもうたわれておりますけれども、今回のこの改修で、マイナンバーカードとのひも付けというのは可能になっているんですか。そこを最後確認させてください。

○保健課長（川上桂一郎君） マイナンバーの分は、2月15日に国の説明会がありまして、そのときに初めて、マイナンバーのこの予防接種との関係というのを聞いたところでございます。今回このシステムは、今の段階では改修はせず、そのシステムからいろんな情報を抽出した形を国に提供して、国が準備するマイナンバーの関係のシステムと、あとワクチンの管理のまた別途のシステムがありまして、それとのまたひも付けになるような話でしたので、今回のこの接種が進むことによって、もしかしたらうちのその予防接種のシステム等の改修というの、また国が求めるのであれば、そのような改修も必要になるかというところでございます。

○議長（東 宏二君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第1号は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 異議なしと認めます。したがって、議案第1号は、原案のとおり可決することに決定しました。

日程第9 同意第1号 教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて

○議長（東 宏二君） 日程第9、同意第1号、教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

同意第1号、教育委員会教育長の任命につき同意を求めることにつきまして説明を申し上げます。

本案は、令和3年2月23日をもって任期が満了する和田幸一郎氏の後任として、福田裕生氏を教育委員会教育長に任命したいので、議会の同意を求めるものであります。

福田裕生氏の略歴につきましては、説明資料の8ページを御覧ください。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（東 宏二君） これから質疑を行います。

会議規則第53条の規定により、野村広志君から発言通告が提出されておりますので、まず野村広志君の質疑を許可します。

○6番（野村広志君） まず今回の発言通告についてですが、人事案件でございますので、この同意議案の求める賛否等について述べるものではないことを申し述べておきたいと思っております。

それでは4点ほど通告しておりますので、お聞きをしてみたいです。

今回教育長の人事案件を受けてでありますけれども、教育委員会、学校現場が、年度末に向けて大変な繁忙期を迎えるわけですけれども、教育長の任期満了退任を受けて、事務方や教育現場への配慮については、どのような議論がなされたのかということがまず1点であります。

2点目ではありますが、こういった繁忙期での任期満了についてであります、今後打開策に向けた何らかの議論をする考えがあるのか、果たしてないのかということをお聞きいたします。

3点目でございますが、任期満了日の期日の変更等について、この議論をすとなれば、この任期満了日の期日変更についてはどのような手法、方法があるのかということが3点目であります。

4点目、最後であります、任命権者であります、これは市長でありますけれども、新教育長にはどのような教育理念を求めていますか。

その4点について、まずお聞かせいただきたいと思っております。

○市長（下平晴行君） まず1点目でございます。このことについては、教育委員会としましては、学校関係の人事異動と大変多忙な時期であり、重要な時期であるというふうに認識をしているところであります。今回の教育長の任期満了に向けて、現場が円滑に事務を行えるように配慮すべきとは理解しておりましたが、人事案件でございましたので現教育長の業務遂行にも配慮して、慎重な対応を行ったところであります。その結果、教育委員会への周知も議案の提出と同時期となったところであります。

2点目でございます。繁忙期に教育長が交代することは、退任される方も新たになられる方も、大変な心労があるかと思いますが、今のところ適切な方法がないところでございます。しかし、今後におきましては、適切な時期に交代できるような方法を、次期教育長と考えてまいりたいというふうに考えているところでございます。

3点目でございます。教育長の任期は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第5条で、3年と規定しておりますので、任期を延ばすことはできません。仮に4月1日を次の方の任期のスタートとする場合には、2月24日から3月31日まで教育長不在の期間を作る方法しかないところでございます。なお、教育長不在の期間は、教育長の職務代理者として事前に指名された教育委員が行うこととなりますので、職務代理者である教育委員の負担が大きくなる可能性があります。

4点目でございます。私としましては、個性を生かす教育を充実させるとともに、郷土の持つ素晴らしい伝統や人情味あふれる教育風土を生かし、心の豊かさと学ぶ意欲にあふれ、未来を担う市民づくりを目指して、教育文化の振興を図ってみたいと考えております。なお、個性を生かす教育とは、個人の価値を尊重し、その能力を最大限に引き出し、一人ひとりの可能性を最大限に伸長することだというふうに考えております。また、未来を担う市民づくりには、家庭教育が重要であるというふうに考えております。家庭は、個人個人の健やかな育ちと生活の基盤であり、まちづくりの礎であり、家庭教育は全ての教育の出発点であります。しかしながら、近年は地域とのつながりの希薄化や、親が身近な人から子育てを学んだり、助け合う機会の減少など、子育てや家庭教育を支える環境は大きく変化し、家庭教育を行う上での課題が多く指摘されています。本市では、地域や学校をはじめとする豊かなつながりの中で家庭教育が行われるよう、教育委員会と市長部局間、関係機関、関係者の間で、情報の共有化や協働の促進を図り、地域全体で家庭教育を支える仕組みづくりに努めてみたいというふうに考えております。

○6番（野村広志君） 4点お答えいただきましたけれども、まず、最初の教育現場や事務方への配慮についてのところでございますけれども、議案の提出と周知というか教育委員会の方へも同時であったということで、今報告があったところですが、これから、現在もそうですけれども、大変な繁忙期を迎えるわけですし、またこういったときに教育長の人事のことで混乱を招くようなことが、果たしていかなものかということの声も聞くところですが、サポート体制というか、そういった混乱について何らかの声が出ていないのかということと合わせて、現場においては先生方の人事案件等々も含めて、大変なデリケートな時期に当たるのかなと思っ

ております。こういったことへの影響というのはございませんでしょうか。

2番目の打開策の議論について、今はなかなかないということで、今後議論をしていければということでありましたけれども、具体的にどういった場面で議論をしていくのかということと合わせて、次期の任期満了までに、ある程度の結論を出す考えがあるのかどうかという点をお聞きします。

それと任期満了期のどのような手法があるのかということについては、不在期間を設けて職務代理者を設けるという方法は、仮にそうなれば方法としてはあるということではありますが、この教育委員への負担がかかるということでありましたけれども、教育委員がその職務代理者として任を受けた場合、この教育委員を更に行政側の関わりというか、担当の方に委任をするということが明記されていたかと思えますけど、そこについてもお聞かせいただきたいなと思えます。

**○市長（下平晴行君）** 1点目でございますが、混乱、そういう影響はどういうふうに考えているのかということでもあります。福田氏の方も教育関係にはおられて、今までそういう業務をされておりますので、そういう面では県の教育委員会等との連携もある程度できるんじゃないかなというふうには思っているところでございます。

それから2点目でございます。この繁忙期での任期満了について、どういうふうに考えているかということではありますが、これは次のいわゆる4月1日を考えたときに、職務代理者を設置しなければいけないということでもありますので、そのことについては、次の質問のことと合わせて対応していかなければいけないというふうに考えております。これも、3番目の職務代理者である教育委員の負担が大きくなる可能性ということで、委任ということではありますが、このことについては総務課長の方でお答えをいたします。このことは今できるということは、ちょっと答弁ができないところでございます。

**○総務課長（北野 保君）** ただいま御質問のありました、教育委員の委任でございますけれども、職務代理者が行う職務のうち、具体的な事務執行と職務代理者から自らが事務局を指揮監督して、事務執行を行うことが困難である場合には、地方教育行政法第25条第4項に基づき、その職務を職務代理者から教育委員会事務局職員に委任することは可能というふうに理解しているところでございます。

**○6番（野村広志君）** これは人事案件ですので、もうこれで終わりますけれども、あらゆる手法を検討していただきまして、今市長はなかなか答弁はできないということでありましたけれども、今の時期を考えたときに、この教育長人事ということは考えていかざるを得ないのかなという気がいたしております。これは、一度期日の変更がもし可能であったと、3月末日で4月1日からというような形でスタートが切れるような体制がとれば、一度で済むのかなという気がいたしております。そういったこともぜひ前向きに検討していただき、次期の任期満了付近においては、そういった形がとれることをお願いしておきたいと思えます。

**○市長（下平晴行君）** 今議員がおっしゃいましたとおり、やはりそのことについては、しっかりと対応していかなければいけないというふうには思っておりますので、そのことについての議

論、協議等も含めて対応してまいりたいと考えております。

○議長（東 宏二君） ほかに質疑はありませんか。

○19番（小園義行君） 何点かお聞きします。今市長の方から提案理由を述べられたのですが、やはりそこには任期満了と、たったその一言でしたけれども、2期7年にわたって教育委員会の行政をずっと担ってこられた現教育長に対する思いが、少しあって当然だろうというふうに私は思うんですけど、そこについて一言も触れられずに、2月23日をもって任期満了になる教育長に変わって今回こうだという、やはりそこにはきちんとしたものがないといけない。これまで7年間にわたって志布志市の教育行政を担ってきていただいた方に対する思いがどうなんだろうという、それが一つですね、どういう思いでおられるのか。

そして、今回のこの人事案件でも、当然市長しか分からないわけですがけれども、基本的に私自身も今野村議員からありましたように、この繁忙期、人事が動くときの教育長のいわゆる任期満了というのはどうだろうかという思いが少しあります。やはりこの時期は避けた方が、県の教育委員会との連携、そういったものがきちんととれるようなものでないと、ここで議会が否決とかそういうことが仮に起きたとしたら、市長が心配されているように、空白をおいて職務代理というような形になってしまうわけで、そこについては少し配慮があってもよかったのかなと思います。今回のこの人事案件で提案がされる際に、現教育長の意見をお聞きになったのだろうかという思いがあります。ちょうど7年前に、現在の和田教育長が提案されたときに、本田市長にそのことをお聞きしました。「しっかりとその当時の教育長の意見を伺って、こういう提案でございます」というものがありました。そこら辺についてはどうだったんだろうねという思いがあって、二つ目です。

三つ目には、今野村議員の「任命権者である市長は、新しい教育長にどのような教育理念を求められているんですか。」という質疑がありましたけれど、そこについて、やはり地方教育行政法が新しい制度に変わってきたわけですけど、総合教育会議の主催者は市長です。でも、あくまでもいろんな教育行政において、教育委員会がきちんと決定したものについては尊重すると、それがないと教育行政は間違った方向にいくということも心配をするところです。そこについては、一言も市長はお触れになりませんでしたけれども、やはり法令遵守という立場からしたときに、そこについてのくくりは、新しく教育長が変わろうがどうしようが、そこについての首長のきちんとしたものがないといかんというふうに思っているところです。そこについては、どうだったんですかということです。

最後の四つ目に、先ほどの二つ目の質疑に対して「適当な時期に変えていく。」という1回目の答弁ですね、そういうことを述べられました。これは、本会議ですので議事録に残っていきます。そういったものに関して、きちんとしたものを市長自身がお持ちでないとまずいなという思いがあるんですね。そういうふうにおっしゃったのであれば、法に基づいて変えられる時期に変えていくという、この人事が動くときの先生たちの異動というのは大変数が多くあります。そういうものに対して、少し影響を及ぼさない時期に任期満了交代というか、継続でも一緒ですけ

ど、そういうものが必要だと。そういった意味で市長自身も適当な時期に変えていくという、そういうものを述べられましたので、そこについてのお考えを再度この県全体の人事に影響を与えない時期に変えていくという、そういう理解を持っていいのかどうかということも含めて、市長の答弁として適当な時期ということでしたので、そこについて再度お願いをします。

○市長（下平晴行君） 教育長の任期についての今までの対応については触れていなかったということではありますが、このことについては、私はしっかりと教育長には教育行政はもちろん、今回から教育委員長の職がなくなって教育長ということでの教育行政を担っていただいたということでも、大変感謝をしているところではありますが、それと併せて職員の指導等もしっかりしていただいたということで、大変感謝をしているということでございます。

2点目でございますけれども、これは先ほどの繁忙期ということも含めてですが、このことについては先ほどもありましたとおり、やはりいつかの時点ではしっかりと申しますか、職務代理者を設けて、やはりやるべきではないのかというふうには考えているところでございます。

それから、教育長の意見を聞いたかということではありますが、これは教育長の任期がちょうど今期で3年ということでありまして、内容については教育長と話をして対応したということで、しっかりと考え方等も聞いたところでございます。

それから、教育委員会としての在り方ということでもありますけれども、これは私も教育に関しては、教育委員会全てのことについては、しっかりと担っていただいているということと、教育の現場を支える施設づくり等についても、教育委員会等とともに一緒になって本市の教育行政を担っていただくということでもありますので、これは教育に関する関係については、教育委員会がしっかりと対応していただいているということを含めて、先ほど言いましたように、一緒になって教育行政を担っていくという考え方でございます。

それから、先ほどもありました繁忙期についての、いわゆる法に基づいての対応をしていくのかということではありますが、これは野村議員の方でも質問がありましたとおり、その間というのは、人事の関係では、先ほども言いましたけれども、本当に大切な時期であるというふうには十分理解をしているところでもあります。これは、いつの時点と申しますか、それは言えませんが、しっかりとこの志布志市の教育長の任期の時期については、十分考えて取り組みをしていかなければいけないと考えているところでございます。

○議長（東 宏二君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。同意第1号は同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 異議なしと認めます。したがって、同意第1号は、同意することに決定しました。

—————○—————

日程第10 同意第2号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

○議長（東 宏二君） 日程第10、同意第2号、教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 同意第2号、教育委員会委員の任命につき同意を求めることにつきまして説明を申し上げます。

本案は、令和3年3月3日をもって任期が満了する津町千代子氏を引き続き教育委員会委員に任命したいので、議会の同意を求めるものであります。

津町千代子氏の略歴につきましては、説明資料の9ページを御覧ください。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（東 宏二君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。同意第2号は同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 異議なしと認めます。したがって、同意第2号は、同意することに決定しました。

ここでしばらく休憩します。着席のままお待ちください。

—————○—————

午前11時36分 休憩

午前11時37分 再開

—————○—————

○議長（東 宏二君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

ここで教育長退任にあたり、和田教育長より発言を求められておりますので、これを許可します。

○教育長（和田幸一郎君） 挨拶ということですが、マスクを取らせてもらってよろしいでしょうか。ちょっと眼鏡がいつも曇るものですから、申し訳ございません。

それでは退任の御挨拶を申し上げたいと思います。この議場でこうして立つのも、最初で最後ということになろうかと思えます。これも何かの縁かなと思えます。今朝、地域の方で、毎朝子どもたちの登校を見守ってくださっている方が何人かいらっしゃいますので、その方々に今朝お礼の挨拶をしてきました。そういう方々に支えられて、子どもたちがいるんだなということを感じます。

本田市長の下で4年間、下平市長の下で3年間通算7年間の勤務でございました。私は、志布志市に全く縁のない人でした。縁のないことで多分そういう意味で、私自身は何もしがらみがないから、ある面またやりやすいのかなと思ったりもしておりました。7年間で振り返ってみますと本当に様々なことがありました。楽しいことや嬉しいこと、そういうこともたくさんありましたけれども、その間には様々な課題、難局、そういうものがたくさんありましたけれども、素晴らしい職員に支えられて、その難局を乗り越えることができたなとそういうふうに思います。

「教育は国家百年の大計」と言います。次から次に新しい課題が教育界には起きてきます。今、私がしたことがすぐ明日、明後日、近い時期に実を結ぶとは限らない。でも、その時期に打たなければいけないことは打っておかないと、後もって後悔することになるんだらうと、そういう思いで教育行政を担ってきました。自分の信条としていつも「三意」、いつも熱意を持って、そして創意を持って、そして誠意を持って仕事をしたいなと思っておりました。熱意というのは情熱です。情熱を持って仕事をしたい。それから創意というのは、常に新しいことにチャレンジをする、創意工夫をする、そういう意味での創意です。そして三つ目は誠意です。温かい気持ちで仕事をすると、そういう気持ちでやってまいりました。そのとおりでできたかどうか分かりませんが、自分なりにその気持ちは失いたくないなと思っておりました。

志布志市は文化のまちです。志布志市は自然が豊かなまちです。志布志市は食に恵まれたまちです。志布志市は活気のあるまちです。志布志市はこれから発展が約束されるまちです。そういうところで、7年間仕事ができることを誇りに思います。多くの方に出会いました。「金持ちより人持ち」という言葉がありますけれども、多くの方に出会って、たくさんの喜びや感動をいただきました。様々な方々との出会いの中で、この退任が決まってから、いろんな電話をいただいて、「ああ、この方とこういう出会いがあって良かったな。」ということを身に染みて感じています。

個人的な話になりますがけれども、妻共々7年間いろんな所に行きまして、志布志市のことをいっぱい学ぶことができました。妻がいつも「志布志市は1年間飽きがこないまちだよな。」と言っておりましたが、確かにそういうまちだと思います。そういうまちで勤務できた私は、本当に幸せだと思います。素晴らしい昼夜を問わず頑張ってくれた、下平市長をはじめ市役所職員の皆様方、そして今日このテレビを御覧になっている多くの市民の皆様方、そして何といたっても学校の職員の皆様方の力によって、私はどうにかこの任期を終えることができました。たくさんたくさん思い出を作らせてもらった志布志市とお別れするのは非常に寂しい思いがしますけれども、私は、この志布志市で得た様々な経験をこれからの人生に生かしていきたいなと、そういうふう

に思っています。

市議会の皆様方には、教育行政に本当に並々ならぬいろんな協力をいただいて、そのことにも感謝を申し上げたいし、そしてまた一般質問で、議員の皆様方といろいろ議論をしながら、よりよき教育行政をつくり上げていくことができたのも、私としては非常に有り難いことだと思っています。

まだまだ語りたことはいっぱいありますけれども、市民の皆様方の御協力に御支援に、心から感謝を申し上げまして、私の退任の挨拶といたします。志布志市がますます発展することを心から願っています。本当に7年間ありがとうございました。

(拍手)

○議長(東 宏二君) まだ任期はございますが、志布志市の教育行政に7年間御尽力いただき、誠にありがとうございます。今後ともよろしく指導お願いします。

本当に感動するお言葉をありがとうございました。

—————○—————

○議長(東 宏二君) お諮りします。本臨時会に付議されました案件は全て終了しましたので、会議規則第7条の規定によって本日で閉会したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(東 宏二君) 異議なしと認めます。したがって、本臨時会は本日で閉会することに決定しました。

以上で、本臨時会に付議されました全ての案件が終了しましたので、これをもって議事を閉じ、令和3年第1回志布志市議会臨時会を閉会します。

お疲れさまでございました。

午前11時45分 閉会